

理 由

最近における米穀の流通の状況等にかんがみ、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、米穀等の販売等の事業を行う者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。